議事録	
件 名	第1回(仮称)門真市立生涯学習複合施設基本設計業務委託事業者選定委員会
日 時	令和3年9月29日(水)午前10時00分から午前10時40分まで
場所	門真市役所本館 2 階 大会議室
出 席 者	(委員)萩原委員、加嶋委員、生田委員、水野委員、艮委員
	(事務局) 山市民文化部次長、
	見通市民文化部参事兼まちづくり部地域整備課参事、
	隈元生涯学習課長兼図書館参事、森井生涯学習課課長補佐、
	藤井生涯学習課副参事兼図書館副参事、小升生涯学習課係員、
	牧薗図書館長、山本図書館主査、
	東公共建築課長、伊藤公共建築課参事、青木公共建築課課長補佐
議 題	1. 開 会
	2. 委員長及び副委員長の選出について
	3. 諮問
	4. 会議の公開・非公開について
	5. 会議録の作成方法について
	6. 議事
	(1) 募集要項等について(審議)
	(2) 審査について (審議)
	7. 今後の予定、次回日程
	8. 閉 会
傍 聴 者 数	一 (非公開のため)
担当部署	(担当課名) 市民文化部 生涯学習課
	(電 話)06-6902-7139(直通)
内 容	

【事務局】

定刻となりましたので、ただ今より、第1回「(仮称) 門真市立生涯学習複合施設基本設計業務委託 事業者選定委員会」を開催させて頂きます。本日は、皆様大変お忙しいところ、ご出席賜り誠にありが とうございます。

本日は委員5名中5名のご出席をいただいており、本委員会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

開催に先立ちましてお手元の資料の確認をさせていただきます。上から順番に確認をお願いします。 まず、「次第」でございます。

次に、「資料1 配席図」でございます。

次に、「資料2 本委員会 名簿」でございます。

次に、「資料3 門真市附属機関に関する条例施行規則(抜粋)」でございます。

次に、「資料4 諮問書(写し)」でございます。

次に、「資料5 審議会等の会議の公開に関する指針(抜粋)」でございます。

次に、「資料6 門真市情報公開条例(抜粋)」でございます。

次に、「資料7 本事業の概要について」でございます。

次に、「資料8 審査の進め方(案)について」でございます。

次に、「資料9 募集要項(案)」でございます。

次に、「資料 10 別冊 1-1 基本設計業務委託概要書(案)」でございます。

次に、「資料11 別冊1-2 基本設計業務委託要領(案)」でございます。

次に、「資料 12 別冊 2 設計モニタリング業務委託仕様書(案)」でございます。

次に、「資料13 別冊3-1 工事監理業務委託概要書(案)」でございます。

次に、「資料14 別冊3-2 工事監理業務委託要領(案)」でございます。

次に、「資料15 別冊3-3 工事監理区分表(案)」でございます。

次に、「資料 16 別冊 4 設計与条件(案)」でございます。

次に、「資料17 別冊5 審査基準(案)」でございます。

最後に、「資料 18 別冊 6 様式集 (案)」でございます。

資料に不足等はございませんでしょうか。

【事務局】

それでは、改めまして、ただいまより、第1回「(仮称) 門真市立生涯学習複合施設基本設計業務委託事業者選定委員会」を開催いたします。

ここで事務局より一言ご挨拶申し上げます。

【事務局】

市民文化部次長の山でございます。

本来でありましたら市長よりご挨拶申し上げるところではございますが、あいにく公務が重なって おりまして、市を代表しまして事務局より本委員会の開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。 平素は、本市行政各般に渡り、ご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、委員のみなさまにおかれましては、ご多忙の中、本委員会の委員のご就任にご快諾いただきま したこと、この場をお借りして、重ねてお礼申し上げます。

生涯学習複合施設は、図書館機能と文化会館機能を併せ持つコミュニティを育む文化や学習の交流拠点としての役割、また、古川橋駅前立地を生かした「まちの顔づくり」という観点からの都市景観を構成する上でのランドマークとしての役割等を担いつつ、周辺エリアにおけるまちづくりとの調和を踏まえ、古川橋駅北側に整備させていただく施設であります。

昨年度には、設計段階より運営ノウハウを反映するため同施設の運営者を選定し、今回選定いただきます基本設計事業者とともにそれぞれが持つノウハウを設計に活かしつつ、魅力ある施設を整備していまいりたいと考えております。

また今回は、基本設計者の利点を活かし、実施設計・工事段階における設計モニタリング業務や工事 監理業務を合わせて請け負っていただく事業者を公募・選定させていただくものでございます。

したがいまして、基本設計を軸としつつ、実施設計段階から最終の工事段階にわたり、事業を進めて

いくことになりますゆえ、非常に重要な選定であります。

委員の皆様におかれましては、本件の趣旨等をご理解いただきますとともに、慎重かつ厳正な審査の 上、より良い事業者を選定いただきますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私からの ご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞ宜しくお願いいたします。

【事務局】

それでは、続きまして選定委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

(事務局より5人の委員紹介)

(各委員より挨拶)

(事務局の紹介)

皆様どうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局】

それでは、本日の案件に移りたいと思います。

はじめに、皆様に1点お願いがございます。後ほどご説明いたしますが会議におけるご発言等は、議事録として作成する必要があることから、本日の委員会は議事録作成支援システムを使用しております。そのため、大変恐縮ですが、ご発言いただく際には、皆様の前にございますマイクの本体にあるボタンを押していただきランプが点灯していることを確認してからご発言いただき、発言が終わりましたら、再度ボタンを押しランプを消していただきますようお願いいたします。

【事務局】

それでは、次第2の委員長・副委員長の選出に移りたいと思います。お手元の「資料3 門真市附属機関に関する条例施行規則(抜粋)」の第4条第1項をご覧ください。ここに、委員長及び副委員長は互選により定めると規定されていますことから、委員の皆様により互選いただきたく存じますが皆様いかがでしょうか。

(委員長・副委員長の選出)

【事務局】

それでは、ご異議が無いようですので、委員長及び副委員長を決定させていただきます。それでは恐れ入りますが委員長は委員長席に移動していただきますようお願いいたします。

それでは委員長からご就任にあたりまして、一言ご挨拶をお願いいたします。

【委員長】

本市にとって非常に重要な委員会であると認識しておりますので、副委員長や委員の皆様、事務局の 皆様のご指導を仰ぎながら真摯に務めて参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げま す。

【事務局】

ありがとうございました。それでは次第3の諮問に入らせていただきます。諮問書及びその写しは事前に委員長席及び各委員席に配付しておりますので、改めての読み上げは割愛させていただきます。

それでは、今後の議事運営を委員長にお願いしたいと存じます。委員長、よろしくお願いいたします。

【委員長】

それでは、早速案件に入っていきたいと思います。

まず、次第4「会議の公開・非公開の決定」に移りたいと思います。この件に関しまして事務局より ご説明をお願いします。

【事務局】

お手元の「資料 5 審議会等の会議の公開に関する指針(抜粋)」及び「資料 6 門真市情報公開条例(抜粋)」をご覧いただきたいと思います。

本市におきましては同指針第3条におきまして、審議会等の会議は公開するものとしておりますが、本委員会の議事につきましては、その内容の多くが門真市情報公開条例第6条第2号のア、法人その他の団体に関する情報であり開示することにより当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるものであるとともに、同じく第6条第5号の、実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもので、まさしく不開示情報に該当すると考えられますことから事務局といたしましては、非公開とすることが適当と考えております。このことにつきまして、ご審議をお願いいたします。

【委員長】

ただいま事務局より、この会議を非公開とすることが適当との提案がございました。委員の皆様、いかがでしょうか。

【各委員】

(異議なし)

【委員長】

それでは本委員会の会議については、非公開として進めていきたいと思います。続きまして次第5 「会議録の作成方法」について事務局からご説明をお願いしたいと思います。

【事務局】

引き続き、先程、ご覧いただきました資料をご覧ください。

本選定委員会の会議録につきましては「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、議事要旨及び会議録を公開いたします。なお会議録の作成につきましては、「門真市情報公開条例」第6条各号に掲げる、不開示情報に該当する情報について十分に配慮した上、全文筆記で作成したいと存じます。以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。ただいま事務局より、会議録の作成について提案がございました。この点について委員の皆様、いかがでしょうか。

【各委員】

(異議なし)

【委員長】

それでは、異議なしということですので、本委員会の会議録は全文筆記とし、公開は事務局案のとおりに行いたいと思います。

【委員長】

それでは、次第6(1)募集要項等について、事務局より説明をお願いしたいと思います。

【事務局】

それでは、募集要項(案)等についてご説明いたします。お手元の「資料7 本事業の概要について」 をご覧ください。内容につきましては事前にご説明させていただいておりますので、一部割愛し要点を 絞ってご説明させていただきます。

まず1ページ目「3.事業の枠組みと主な業務内容」をご覧ください。

図に記載されておりますとおり、本公募により選定された受託候補者には、指定管理候補者やデザインビルド事業者と調整・連携をしながら、「基本設計業務」「設計モニタリング業務」「工事監理業務」を行っていただくことになります。それらの業務を行う者を一括して選定する趣旨といたしましては、2ページ目の「2.参加資格要件」に記載しておりますとおり、市民・施設運営者を含めた基本設計における設計への意図や方針を実施設計及び工事に反映し、ハード・ソフト両面から質の高い複合施設を実現していくことにあります。そのため、本公募への参加者には可能な限り基本設計の意図や趣旨を円滑に伝達できる技術者の配置を求めるものとし、相応の実績及び資格を参加資格要件として求めることにしております。

次の「3. 公募等のスケジュール (予定)」及び「4. 審査方法」につきましては、次の案件でご説明させていただきます。

以上で、簡単ではございますが募集要項(案)等の説明を終わります。

以上の事務局案について、ご審議をよろしくお願いします。

【委員長】

以上、資料番号でいうと資料 9 から 16 まででございますが、何かご意見等ございますでしょうか。 今回、特徴的なのが、運営ノウハウを設計に活かすということで、資料 16 の「設計与条件」をまと められています。また、これを踏まえて事業者が考え方などを提案されることになると思いますので、 特にこのあたり学識の方、何かご意見等ございますでしょうか。

【委員】

今回の業務内容として、事業者には設計与条件の前に複合施設のコンセプトを考えてもらうとあります。設計与条件には施設設計に必要な事項を全てまとめていただいており、市民ワークショップやアンケートの意見も反映されているので、内容としては特に問題はないと思います。

一方で、この複合施設は将来の運営を見据えながら施設イメージをつくっていく事業者を選定するために門真市立図書館指定管理者候補者等選定委員会が昨年度に開催され、そこでは内観に加えて施設イメージについてもどのような施設とすべきかということを話していました。複合施設は、古川橋駅のすぐ北側の目立つ位置に立つ市の施設となります。古川橋駅は門真市で最も乗降客数が多く、門真市の顔とも言えるということは委員の間でも共通の意識があります。設計事業者にはぜひそのあたり、市の格を上げるというと言い過ぎかもしれませんが、門真の顔になり、門真の学習や子どもの未来が見えるようなランドマーク施設になるような基本設計をしていただきたいというのが指定管理者候補者等選定委員の総意ですので、選定の際はその点を加味して評価していただければと思います。

【委員】

対象地は非常に立地が良く、住宅も今後整備されてくということで、住んでいる方、周辺から訪れる方、免許試験場があるので市外からも多くの方が来られます。このような場所において、1階の目につくところに文化会館のスペースがあり、活発な市民活動が見えつつ、図書館の象徴的な書架があることで非常に文化的なイメージも強く打ち出すことができるような建物になるようフロアイメージを想定されているようですので、新たな門真市のイメージ発信として非常にいいと思います。また、最近カフェと書店の融合は全国に多数ありますが、お茶やコーヒーを飲みながら読書したり市民活動に参加したりする、それもオープンスペース・テラスがあるということで、駅前の賑わいかつ文化的な空間をつくるためのランドマーク的なシンボルとなる建物とすることが設計・運営を含めて重要だと思っています。

【委員長】

ご意見ありがとうございます。両委員からいただいた、駅前の市の顔になる施設、市民活動が見える 文化的イメージを構築するという点が非常に大事な案件であるということを、本委員会では留意しな がら審議を進めて参りたいと思います。

【委員】

また、4階に子どもが集まるキッズスペースをつくるのは非常におもしろいと思います。私の専門である防犯の面でもキッズスペースをどこにおくかについては議論になりますが、4階に配置することで比較的守られている空間となり、子育て世代の方にも、普段図書館にあまり来ない世代の方もお子さん連れで来ていただいて図書館を利用してもらえるというユニークで楽しみな設計になると思っています。他の来館者と少し区切られていることで、遊んだり本を読んだりしてもらえるスペースの安心感につながると思います。

【委員長】

ありがとうございます。

他にご意見、ご質問はありますか。それでは、いただいたご意見等を反映するということでよろしいでしょうか。

【各委員】

(異議なし)

【委員長】

それでは、私に一任いただき、事務局と調整させていただきます。

次の案件、次第6(2)「審査について」ご説明をお願いしたいと思います。

【事務局】

それでは「資料8 審査の進め方について」をご覧ください。この資料につきましては、「資料17 別冊5 審査基準(案)」の内容を抜き出して作成しております。本日はこちらの資料8に沿って、審査の基準や流れについて、ご説明いたします。

まず初めに1の1「審査の手順」といたしまして、1ページ目、2ページ目をもちまして今回の全体的な審査の手順についてご説明させていただきます。

1ページ目のフロー図をご覧ください。まず、本選定委員会終了後、募集要項等をホームページにて 公表いたします。その後、参加者の「参加資格要件」、参加者から提出された提案書関連書類の「基礎 的事項」について確認いたします。

これら二つの確認の結果規定を満たした参加者については、選定委員会での審査に進んでいただきます。

続いて3ページをご覧ください。選定委員会では、3ページの表に基づき審査を行っていただきます。「(1)業務遂行能力」については実績に基づき得点を付与し、「(2)本業務の実施方針」及び「(3)生涯学習複合施設の施設内容(特定テーマ)」については5段階評価により得点を付与します。また基本設計業務に対する「設計見積書」の金額からも得点を付与し、それらの総合評価により、最優秀提案及び優秀提案の選定をいたします。

加点審査の詳細な基準・配点につきましてご説明いたします。最後に添付しておりますA3資料「審査項目と配点(案)」をご覧ください。

まず「(1)業務遂行能力」では、「①事業所の実績」「②技術職員の経験と能力」を審査いたします。

こちらに関しましては、加点方法を規定し、提案に基づき得点を付与します。得点化につきましては、 提案書類をもとに事務局で行います。

続いて「(2) 本業務の実施方針」では、複合施設の役割や、計画のプロセスについて理解したうえで、これらを効果的に実現するための考え方が示されているかを審査いたします。委員一人あたりの配点は25点となります。

続いて「(3) 生涯学習複合施設の施設内容」では、3つのテーマに沿い審査いたします。各テーマ それぞれ委員一人当たりの配点は20点となります。

続いて、第2回選定委員会についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

第2回の選定委員会は1月の下旬を予定しております。委員会では、前半で提案内容について意見交換を行っていただき、後半で、参加者によるプレゼンテーション審査を行い、最優秀提案及び優秀提案の選定を行う予定としております。

7ページと8ページに関しましてご説明いたします。

「第2回選定委員会の進め方(案)」としまして、第2回選定委員会の開催にあたり、参加者から提案書の提出があった後の流れをご説明いたします。

まず、事務局において、参加者より提案書を受領後、各委員に「提案書」、「下審査票」及び提案内容を整理した「提案内容調書」を送付いたします。各委員におかれましては、第2回選定委員会までに、提案内容をご確認いただき、下審査票を用いて仮評価(案)を作成していただきます。また並行して、事務局にて、必要に応じて、参加者へ提案内容に関する確認を行い、この確認事項を各委員へご報告いたします。

そして1月下旬開催予定の第2回選定委員会におきまして、まず、前半に、事前に作成いただいた仮評価案をもとに各委員で提案内容に関する意見交換を行い、必要に応じて仮評価の見直しを行っていただき、その後、プレゼンテーション審査に参ります。まず各委員は、参加者によるプレゼンテーションを確認し、その後、参加者に対し、質疑を行います。質疑の時間では、事前に整理した質問と、必要に応じて追加の確認をしていただきます。プレゼンテーション審査が終わりましたら、必要に応じて仮評価を見直していただき、加点審査に対する選定委員会としての最終評価の結論を得て、その後の価格審査を踏まえた総合評価により最優秀提案及び優秀提案を選定していただきます。

以上で、審査の説明を終わります。

以上の事務局案について、ご審議をよろしくお願いします。

【委員長】

以上、資料でいうと資料17及び18でございますが、何かご意見等ございますでしょうか。

【委員】

当日までに下審査して点数をつけるとのことですが、プレゼンテーションについては特に点数化することはなく、あくまで書類審査したものを確認し、そこで質問したり提案の詳細を聞いたりして最終的に下審査の点数を決定するということで、プレゼンテーションとしての評価はしないという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

基本的には書類とプレゼンテーションを踏まえて最終的な評価を決めていただきます。

【委員長】

プレゼンテーションの直前の意見交換やその後の調整の場では、委員のみなさんの現状の評価を共 有しながら進められるのでしょうか。

【事務局】

意見交換につきましては、委員の皆様の立場や専門の分野が異なりますので、専門外の分野については補完し合うことができるようどのような視点で評価しているか等をプレゼンテーションの前後で意見交換していただき、それを踏まえて最終的な評価をしていただきたいと考えております。

【委員】

委員長のご質問の確認ですが、意見交換においては評価基準のレベル合わせといいますか、評価の視点を統一するという意図との理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

その通りです。

【委員】

各委員の点数を事前にお互いに共有し合ってということではなく、それぞれの点数は手持ちのまま、例えば建築の分野はどのように評価しているかというような意見を交換したうえでプレゼンの内容も含めて最終的に評価するということで、お互いの点数を開示するのは最終結果のみ、という理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

そのように考えています。委員の皆様のご負担にも配慮しつつ、正当にご自身が思われる評価を軸に 置いていただき、最終的に各委員の得点を合算した形で進めさせていただきたいと考えています。

【委員】

意見交換においては、提案内容の評価できるところなどを話し合うが、項目ごとに「A評価にしました。」というようなことは公表しないという決まりということでしょうか。

【事務局】

具体的に表してしまうと、仮に他の皆様が違った評価をされていた時に印象が変わってくるところもありますので、そこまで開示しないものの、各委員の評価の視点やそれぞれの事業者の提案の良い点などを意見交換していただくというようなイメージで考えています。

【委員長】

分かりました。他にご意見、ご質問はありますでしょうか。

それでは、いただいたご意見等を踏まえて、採点基準、内容等、また先ほどご承認いただいた募集要項についても場合によっては反映することもあり得るということでよろしいでしょうか。

【各委員】

(異議なし)

【委員長】

それでは、必要が生じましたら、事務局と調整します。

次の案件、次第7の今後の予定、次回日程についてご説明お願いします。

【事務局】

今後の予定といたしまして、1月の下旬に第2回選定委員会を予定しています。第2回選定委員会に つきましては、基本的には1日で行う予定としておりますが、参加者数や各委員のご都合により、前半、 後半で2日に分けて開催させていただく可能性もございます。

委員の皆様へは事前に各委員の皆様がお揃い頂ける日時について現在調整しておりますが、再度の 日程調整が必要となる場合もございます。その際はご協力賜りますよう、何卒よろしくお願いいたしま す。

そして選定委員会の後、1月末に優先交渉権者を決定し、2月に選定結果の公表、選定された事業者 と基本設計業務委託契約を結ぶこととなります。

今後の予定、次回日程については以上です。

【委員長】

ありがとうございました。ただいまの説明に関しまして、何か委員の皆様ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

【委員】

「提案書のお渡しまたは郵送」というのは、年内くらいを予定されているのでしょうか。

【事務局】

資料8にありますように、12月20日の週を予定しております。

提案内容調書はおそらく年明けになるかと思いますが、提案書と下審査票に関しては年内にお送り する予定です。

【委員】

では、下審査には2週間ほど時間があるということですね。

【委員】

2回目の審査会の当日、仮に体調不良などで委員が欠席した場合、下審査は終わっているがプレゼンには参加できないという時、その点数の反映をどうするかのルールを決めておいた方が良いと思うのですが、いかがでしょうか。事前に欠席することが分かっていればその方を除いた人数での採点でいいかと思いますが、下審査が終わった段階で当日おられないという場合の扱いを決めておいた方が良いのではないでしょうか。

【事務局】

ご発言いただいたとおり、ご時世柄、突然の体調不良もあり得ますので、予めある程度の想定はしておくべきかと思います。書類を見て評価していただいているためその点で下審査は活かしていきたいのですが、一方でプレゼンや質疑応答を踏まえて評価が変わることもありますので、委員のみなさまと協議いただきながら進めていきたいと考えています。

【委員】

当日の状況で審議するということでも良いと思います。

【委員長】

欠席時の取り扱いについては事務局との協議としたいと思います。 そのほか、何かご意見などありますでしょうか。

【各委員】

(異議なし)

【委員長】

それでは、ほかにご意見等ないようですので、これをもちまして「第1回「(仮称) 門真市立生涯学 習複合施設基本設計業務委託事業者選定委員会」を終了いたします。

本日は誠にありがとうございました。

以上